

葬祭事業者 各位

八王子市長 石森 孝志
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症による死亡者の斎場利用等について

日頃より、本市斎場運営に格別なるご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
冬場になり、例年のように一般の火葬が増加するとともに、新型コロナウイルス感染症第 8 波の影響による死亡者も増加しております。

先日、コロナ火葬についての火葬を増強いたしました。令和 5 年 1 月 6 日（第 2 版）の国によるガイドラインを鑑み、市斎場利用方法等について下記のとおり変更をいたしますので、取り扱いに遺漏のないよう、お願いいたします。

記

本通知以降の予約分から新型コロナウイルス感染症による死亡者の斎場利用を下記のとおりといたします。

今後、斎場施設（式場・火葬・霊安室等）は、通常利用でご使用いただけます。
斎場利用時の注意事項の厳守・徹底をお願いします。

① **【エンゼルケア・エンバーミング等の死後処置※1を行った場合】**

死後処置を行う場合は、納体袋使用の必要がありません。

② **【エンゼルケア・エンバーミング等の死後処置を行わないで納体袋なしの場合】**

式場・火葬・霊安室等ご利用の際は、棺を開けることができません。

※1 エンゼルケア・エンバーミング等の死後処置とは

遺体に適切な感染対策（遺体に清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講じることです。

③ **【損傷が激しい、解剖後、体液漏出のリスクがある遺体等で納体袋を使用する場合】**
【エンゼルケア・エンバーミング等の死後処置を行わないで納体袋を使用する場合】

式場・火葬・霊安室等ご利用の際は、納体袋を開けることはできません。

新型コロナウイルス感染症による死亡者の場合は、予約後はできるだけ早く斎場事務所まで連絡をお願いいたします。（保健所に確認事項等があります）

あわせて、連絡時に死後処理を行っている又納体袋で対応することをお伝えください。

【現在予約分のご遺体について】

納体袋でお預かりしたいご遺体については、死後処置（エンゼルケア等）ができる場合、通常火葬ができます。

【緊急対応枠の使用について】 10時・12時・14時 身体の一部・胎児・改葬枠

10時 ≪身体の一部・胎児・改葬枠≫コロナ火葬 市内住民のみ

12時・14時 ≪身体の一部・胎児・改葬枠≫コロナ火葬 市内住民・市外住民

◆ 身体の一部・胎児・改葬の火葬は10時枠のみです。

緊急対応枠でコロナ火葬をする場合、お別れはできますが収骨はできません。

「受入れ時間」10時枠 9時40分～10時00分（通常の間帯と同じ）

12時・14時枠 15時20分到着（時間厳守）

【斎場利用時の注意事項】

斎場ご利用の場合は基本的な感染対策※2を徹底してください。

※2 三つの密「密閉・密集・密接」の回避・人と人との距離の確保・場面に応じたマスクの着用・手洗い等の手指衛生・換気等

式場利用の場合は、上記感染対策ができる人数でご使用ください。

また、火葬利用の場合は、会場のスペースによっては、人数制限を設けることとされているため、10名程度の人数でお願いします（式場利用後に火葬する場合は、代表者10名程度でお願いします）

濃厚接触者の方が来所する場合は、検査（PCR検査・抗原検査等）を実施して陰性でなければなりません。なお、陽性の方・体調不良の方は来所をお控えください。

濃厚接触者の確認又は体調不良者の確認は葬儀社で行ってください。

火葬時の最後のお別れは5分以内でお願いします（時間厳守でお願いします）

【斎場からのお願い】

斎場利用にあたっては、制限等の通知により、ご協力をいただいておりますが、最近、制限等をお守りいただけない葬儀社・葬家等が散見され、苦情が寄せられています。

斎場のご利用は皆様が同じ条件でご使用いただくために制限を設けている趣旨をご理解いただき、お守りいただいている方からの不満・苦情等に繋げないためにも、通知内容の厳守・徹底をお願いいたします。

今後も斎場運営につきまして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】 八王子市斎場事務所

電話 042-664-5707

FAX 042-662-9672